

## 山県市PTA連合会会則

### (目的)

第1条 本会は、山県市内における各小中学校PTA（以下「単位PTA」という。）の発展を推進し、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、山県市PTA連合会（以下「連合会」という。）という。

### (組織)

第3条 本会は、単位PTAをもって構成する。

### (会員)

第4条 本会の会員は、単位PTAの会員とする。

### (代議員)

第5条 本会に、代議員を設ける。

2 代議員は、単位PTAより選出された代表1名ずつとする。

### (役員)

第6条 本会に、会員より次の役員をおく。その任期は1年とし、再選を妨げない。

会長	1名
副会長	2名
委嘱副会長	若干名
書記	1名
会計	1名
県評議員	1名
子育て委員長	1名
広報委員長	1名

なお、以下「副会長」とは、原則、副会長及び委嘱副会長をいう。

### (役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、一切の会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録する。
- (4) 会計は、会計を処理する。

- (5) 県評議員は、会長を補佐し、県PTA連合会に関する職務に当たる。
- (6) 子育て委員長は、県PTA連合会に関する職務に当たり、県及び市の関係機関との連携を保ちつつ、PTAとしての資質及び教養等の向上に努める。
- (7) 広報委員長は、県PTA連合会に関する職務に当たり、県及び市の関係機関との連携を保ちつつ、会員の意識向上並びに本会の活動の理解及び広報に努める。

第8条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 役員の選出方法は、細則のとおりとする。ただし、特別の場合は、役員会の推薦により、代議員会の同意をもって、別途選出することができる。
- (2) 必要と認められるときは、本会に、会員より、委嘱副会長を若干名おくことができる。委嘱副会長は、会長が委嘱し、代議員会において同意を得るものとする。

(監事)

第9条 本会に、会員より監事を2名おく。監事は、会長が推薦し、代議員会において同意を得るものとする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

3 監事の選出方法は、細則のとおりとする。ただし、特別の場合は、役員会の推薦により、代議員会の同意をもって、別途選出することができる。

(顧問)

第10条 本会に、会員より顧問を若干名おくことができる。顧問は、会長が推薦し、代議員会において同意を得るものとする。

2 顧問は、本会の組織・運営に関する相談にあたる。

(助言者)

第11条 本会に、助言者を若干名おくことができる。助言者は、会長が推薦し、代議員会において同意を得るものとする。

2 助言者は、会長の要請により随時会議に参加し、本会の企画・運営等について指導・助言を行うものとする。ただし、議決権はない。

(会議)

第12条 本会の会議は、役員会・代議員会・特別委員会とする。

(役員会)

第13条 役員会は、役員・顧問・特別委員会委員長及び必要に応じて監事でもつ

て構成し、本会の執行機関とする。

2 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会の運営の基本的な事項についての協議
- (2) 代議員会への提案事項の協議
- (3) 各種原案の協議・作成
- (4) 細則等の決定・変更
- (5) その他必要な事項の協議

3 役員会は、会長が必要に応じて招集することができる。

(代議員会)

第14条 代議員会は、役員・顧問・特別委員会委員長・監事・代議員でもって構成し、本会の議決機関とする。

2 代議員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 活動目標並びに重点の決定
- (2) 事業計画並びに予算の議決
- (3) 事業報告並びに決算の承認
- (4) 役員・監事・顧問・理事・特別委員会委員長及び委員の選出
- ア 会則の変更
- イ 特別委員会活動の協議・審議
- ウ 大会に関する事項
- エ その他、この会の運営に関する重要事項の議決

3 代議員会は、会長が必要に応じて招集することができる。

(特別委員会)

第15条 本会には、必要と認めるとき特別委員会をおくことができる。

2 委員は会長が委嘱し、代議員会において同意を得るものとする。

3 委員長1名、副委員長2名をおくものとする。

4 委員長及び副委員長は、会長の委嘱により、代議員会において同意を得るものとする。

5 委員長は委員会の会議の議長を務め、本委員会の一切の任務を総括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代行する。

7 会議は、委員長が必要に応じて招集することができる。

(会 計)

第16条 本会の会計は、負担金及び補助金その他をもってこれにあてる。

(1) P T Aの負担金は、代議員会において決定する。

(2) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 連合会の事務局は、山県市教育委員会事務局内に置く。

(会則の修正)

第18条 本会の会則は、役員会の発議により、代議員会の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、連合会の運営に関して必要な事項は、会長が代議員会に諮って定める。

#### 附則

この会則は、平成15年 4月 1日より施行する。

平成18年12月19日代議員会で一部改正

平成21年 4月15日代議員会で一部改正

平成29年 1月17日代議員会で一部改正

令和4年9月14日代議員会で一部改正

令和5年3月22日代議員会で一部改正